

奨学資金貸付金に係る返還金収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり奨学資金貸付金に係る返還金の収納事務を株式会社常陽銀行、地銀ネットワークサービス株式会社及び提携コンビニエンスストア本部に委託したので、同条第 2 項の規定に基づきその内容を公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

1 受託者

株式会社 常陽銀行

茨城県水戸市南町 2 丁目 5 番 5 号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

2 委託の内容

茨城県奨学資金貸与条例（昭和 38 年茨城県条例第 18 号）、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成 14 年茨城県条例第 33 号）及び茨城県育英奨学資金貸与条例（平成 16 年茨城県条例第 46 号）の規定に基づき貸し付けた奨学資金貸付金の返還金収納事務

3 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで